

青梅市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定にもとづき、青梅市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(規模)

第2条 法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

付 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。